

介護保険財政の状況等について

厚生労働省

目次

[介護給付費の状況]

- 要介護認定者の状況 . . . 1
- 介護サービス利用者数の状況 . . . 2
- 総費用・保険給付額の推移 . . . 3
- 12年度と14年度における
介護給付費（月平均）の比較 . . . 4
- サービス別給付額の状況 . . . 5

[介護保険財政の状況]

- 介護保険制度の費用構造 . . . 6
- 介護保険料について . . . 8
- 第2期の介護保険料について . . . 10
- 財政安定化基金について . . . 18

[今後の見通し]

- 制度の持続可能性について . . . 21

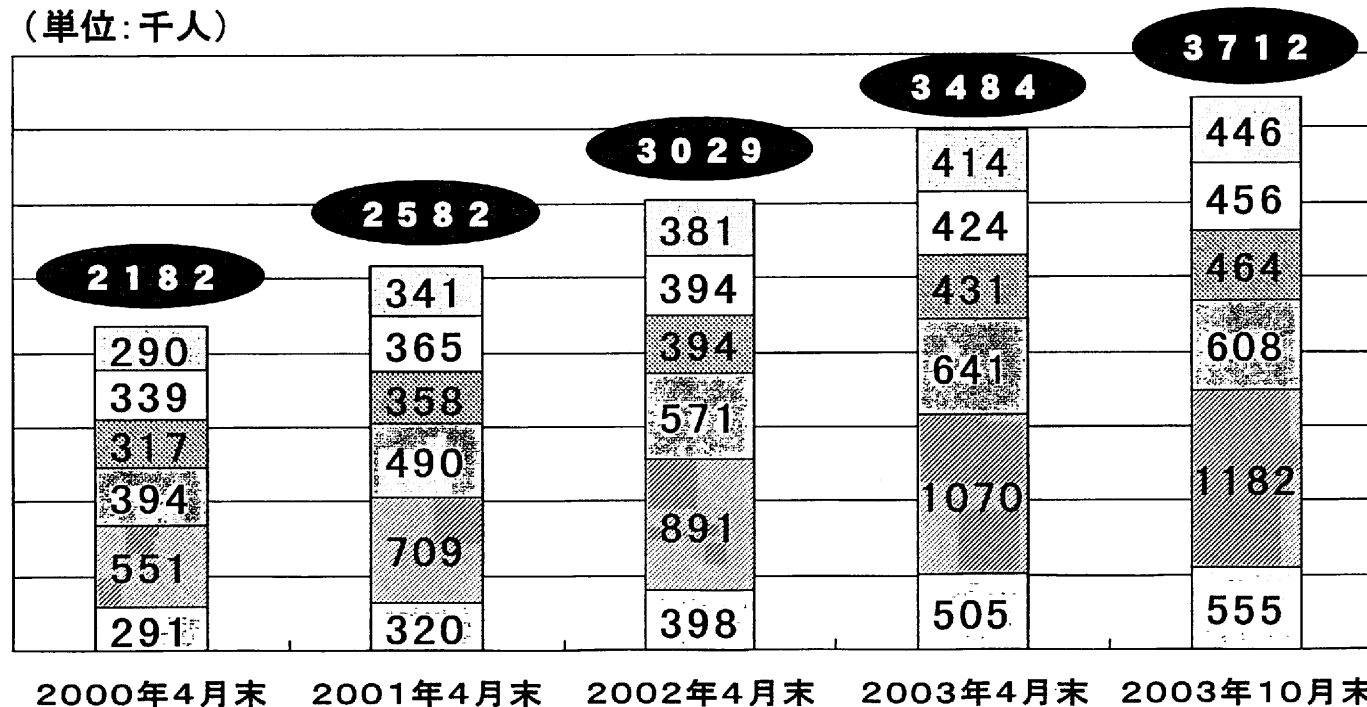
要介護（要支援）認定者の状況

- 要介護認定を受けた人は3年6ヶ月で約153万人増加（70%）
- 特に、要支援・要介護1の認定を受けた者が大幅に増加（106%）

（要介護度別認定者数の推移）

2000年4月末からの増加率

（単位：千人）



計	70%
5	54%
4	35%
3	47%
2	55%
1	115%
支	91%

□ 要支援 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5

（出典：介護保険
事業状況報告）

介護サービス利用者数の増加

○ 介護サービスの利用者数の推移

3年4ヶ月で、居宅は121%、施設は40%、全体で93%の増加

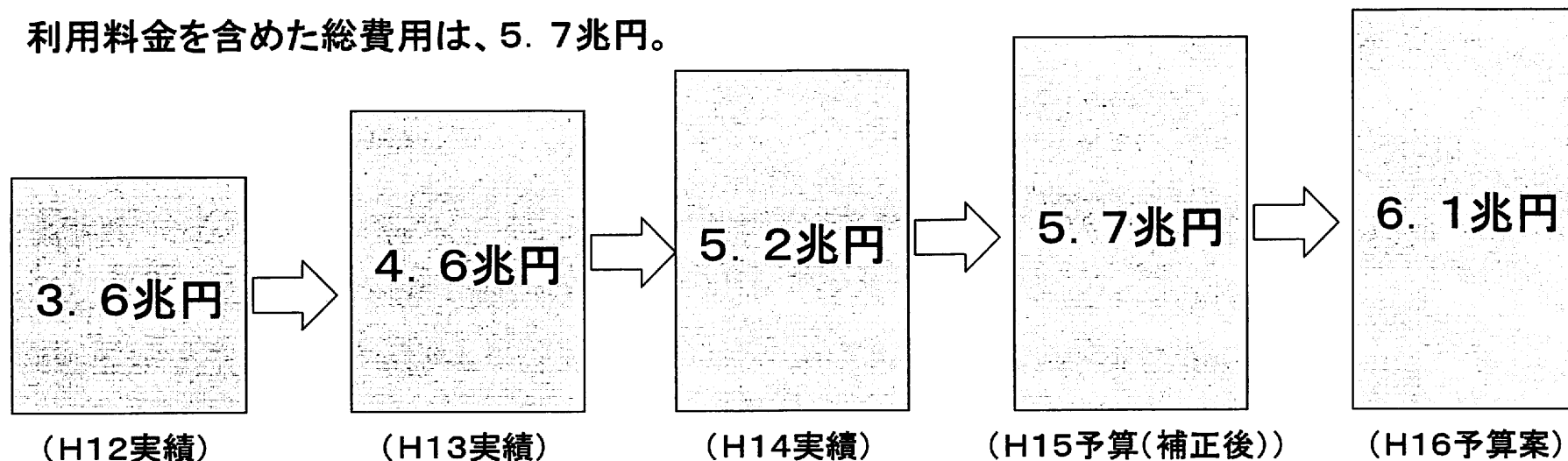
	2000年4月	2001年4月	2002年4月	2003年4月	2003年8月
居宅サービス	97万人	142万人	172万人	201万人	214万人
施設サービス	52万人	65万人	69万人	72万人	73万人
合計	149万人	207万人	241万人	274万人	287万人

(出典:介護保険事業状況報告)

総費用・保険給付額の推移

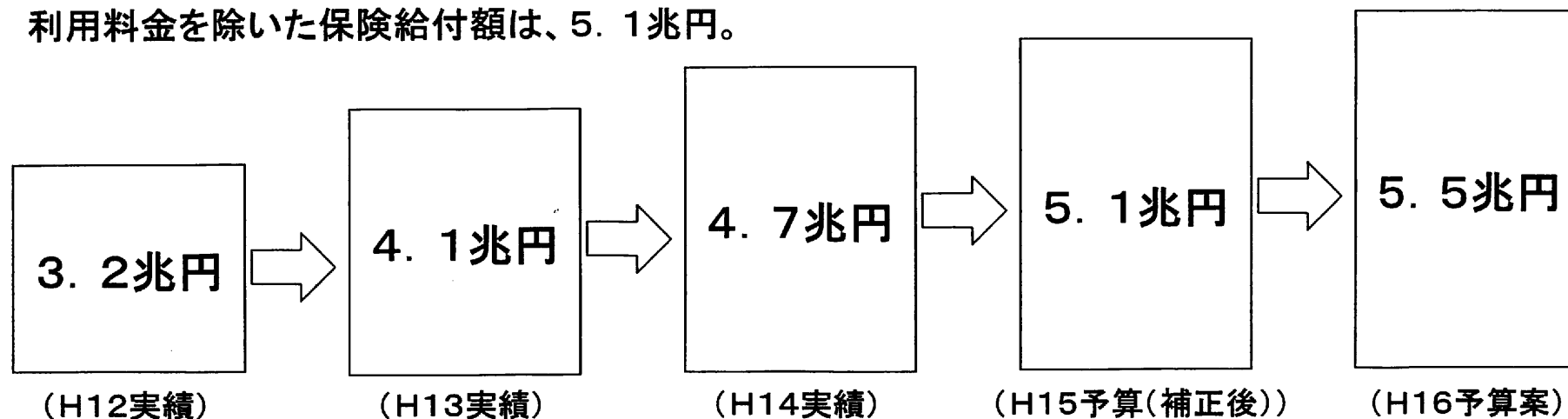
○ 総費用の推移

利用料金を含めた総費用は、5.7兆円。

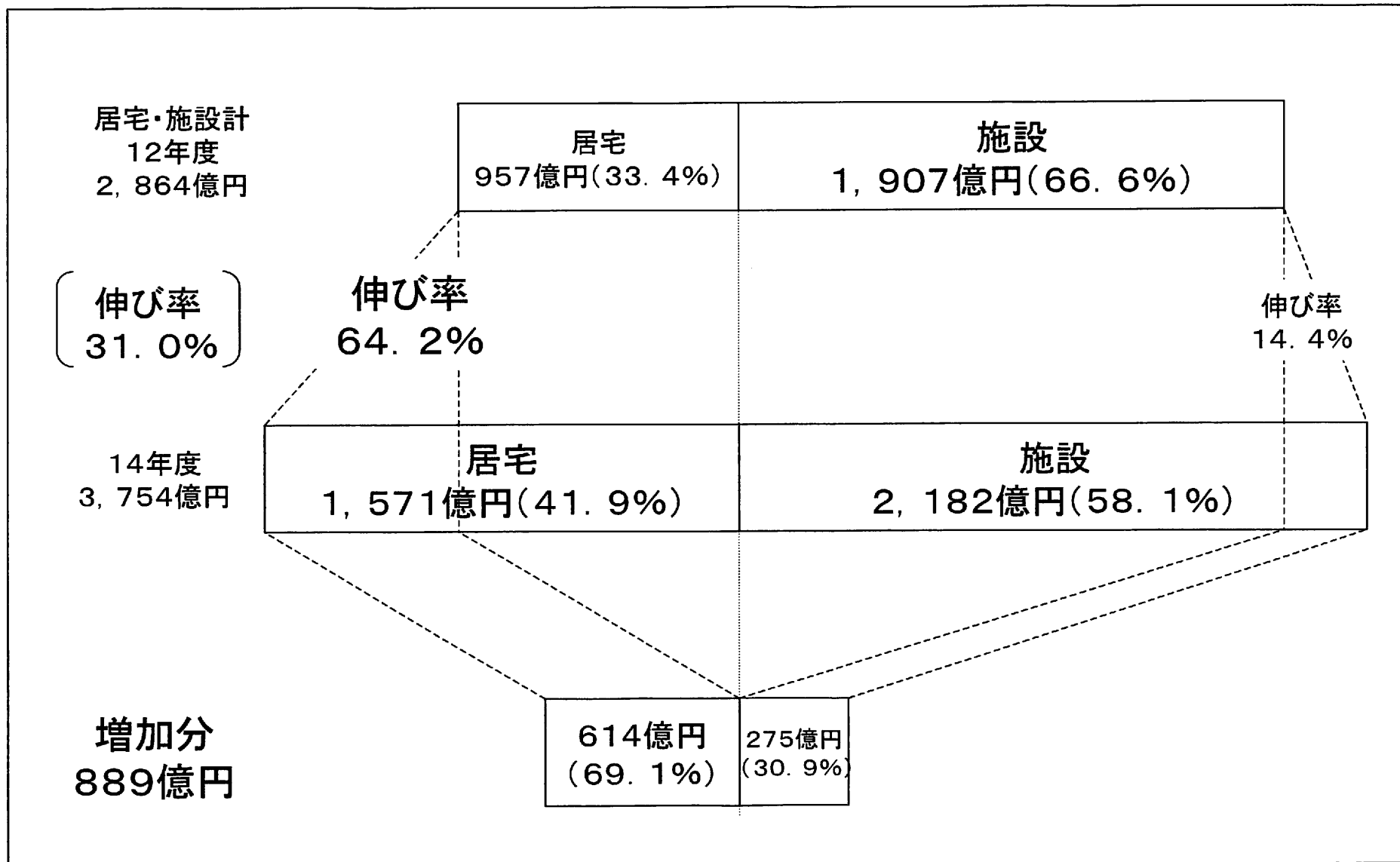


○ 保険給付額の推移

利用料金を除いた保険給付額は、5.1兆円。



12年度と14年度における介護給付費(月平均)の比較



注) 数値は介護保険事業状況報告による第1号被保険者分(12、14年度とも月平均、14年は10ヶ月分)である。

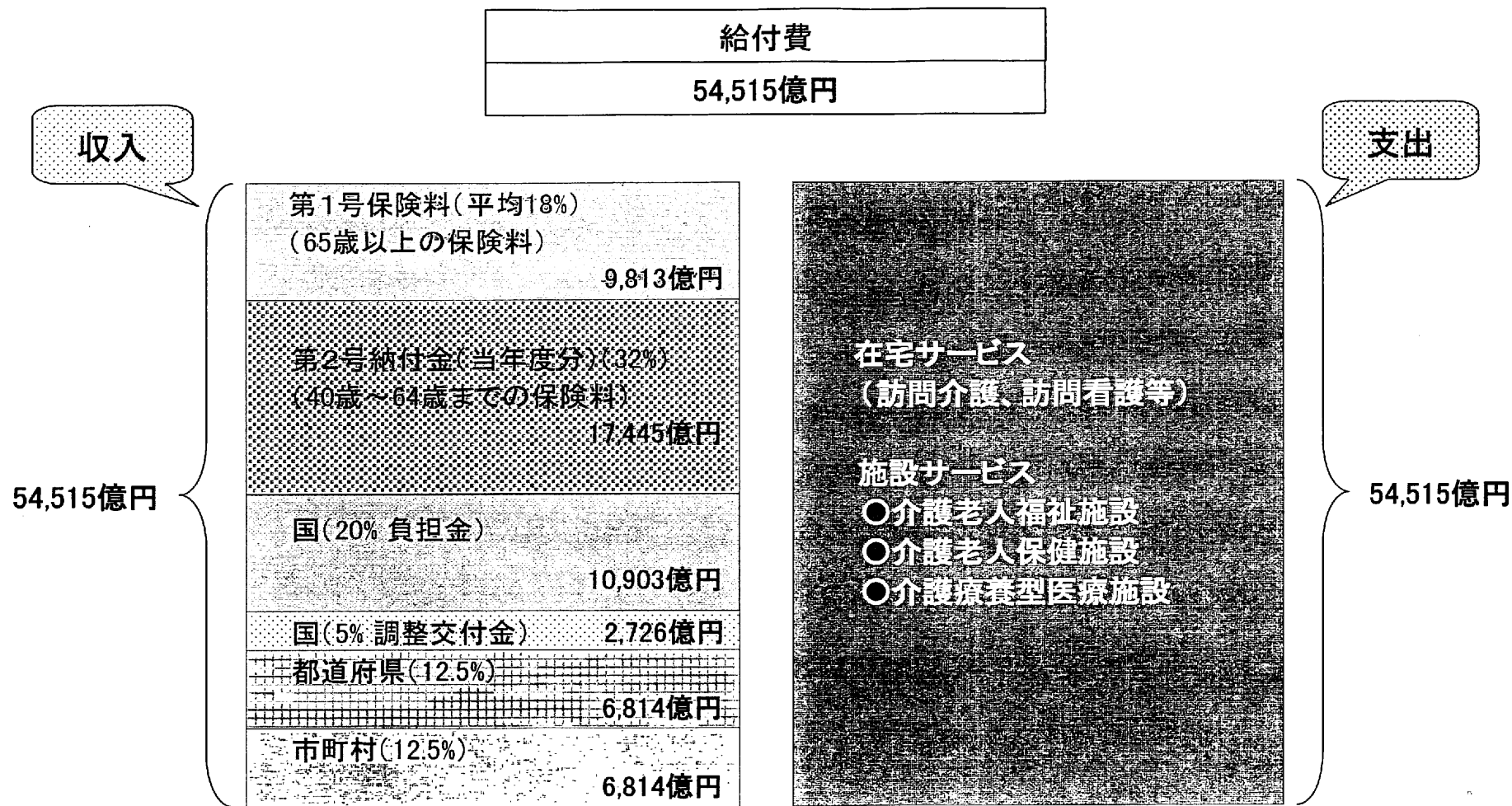
(第4回介護保険部会資料)

サービス給付額の状況

サービス名	保険給付額	対前年同月比	構成割合
在宅サービス	1,967億円	22.2%	46.8%
訪問介護	486億円	21.2%	11.6%
訪問入浴介護	43億円	10.4%	1.0%
訪問看護	91億円	4.9%	2.2%
訪問リハビリテーション	4億円	12.5%	0.1%
通所介護	448億円	24.2%	10.7%
通所リハビリテーション	249億円	10.4%	5.9%
福祉用具貸与	108億円	32.2%	2.6%
ショートステイ	151億円	10.9%	3.6%
ショートステイ(老健)	40億円	14.7%	1.0%
ショートステイ(病院等)	6億円	20.3%	0.1%
居宅療養管理指導	16億円	▲2.7%	0.4%
グループホーム	99億円	87.1%	2.4%
特定施設入所者生活介護	44億円	44.4%	1.0%
居宅介護支援	182億円	33.4%	4.3%
施設サービス	2,233億円	1.2%	53.2%
特別養護老人ホーム	965億円	▲0.6%	23.0%
老人保健施設	751億円	1.3%	17.9%
療養型医療施設	516億円	4.5%	12.3%
合計	4,200億円	10.0%	100.0%

(国民健康保険中央会調べ(平成15年9月サービス分))

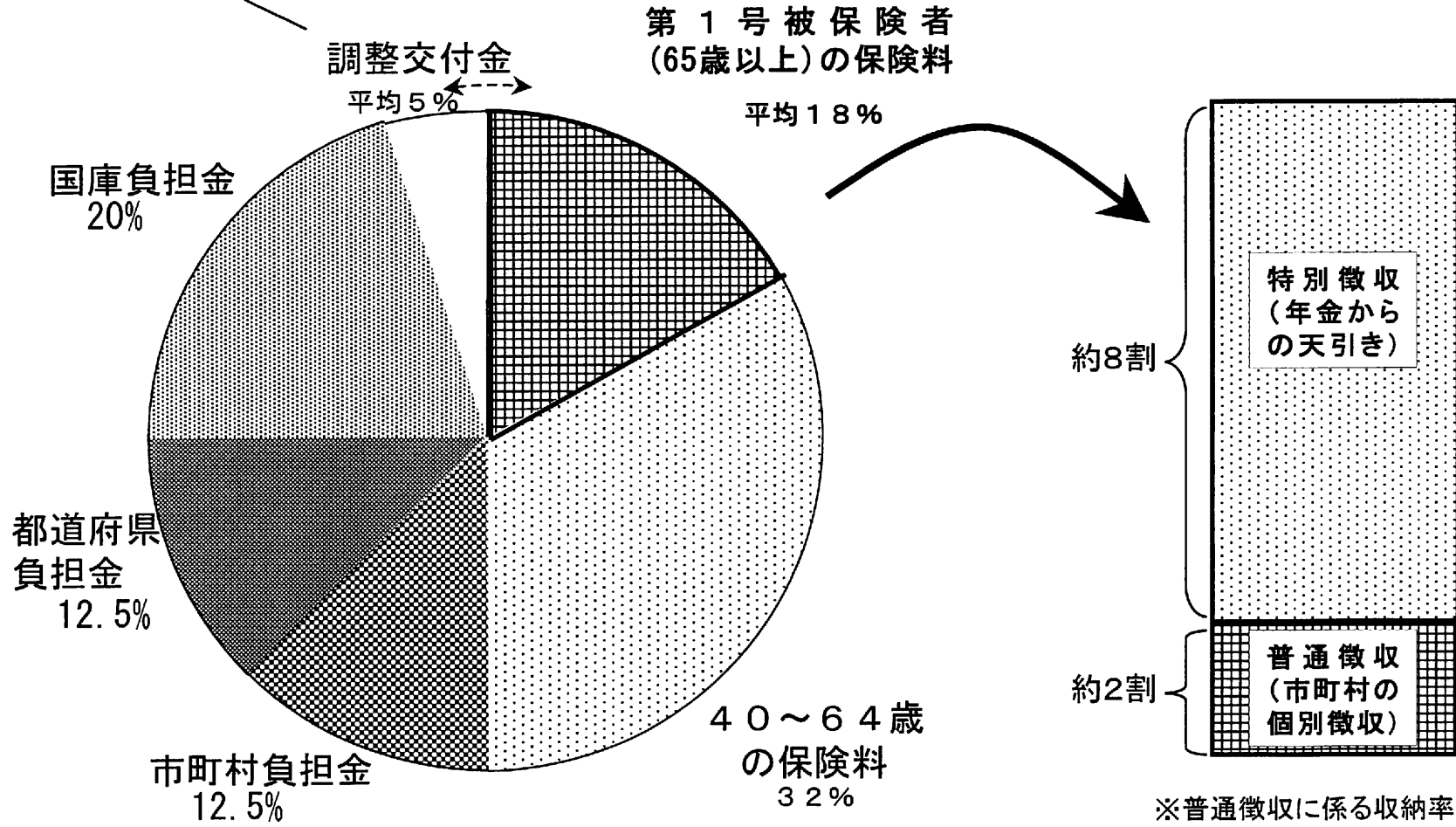
介護保険制度費用負担構造（平成16年度予算案）



※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計に一致しない。
 ※ 第1号保険料は、平成16年度の給付費に充てられる額を計上。

介護保険制度の費用負担構造(概念図)

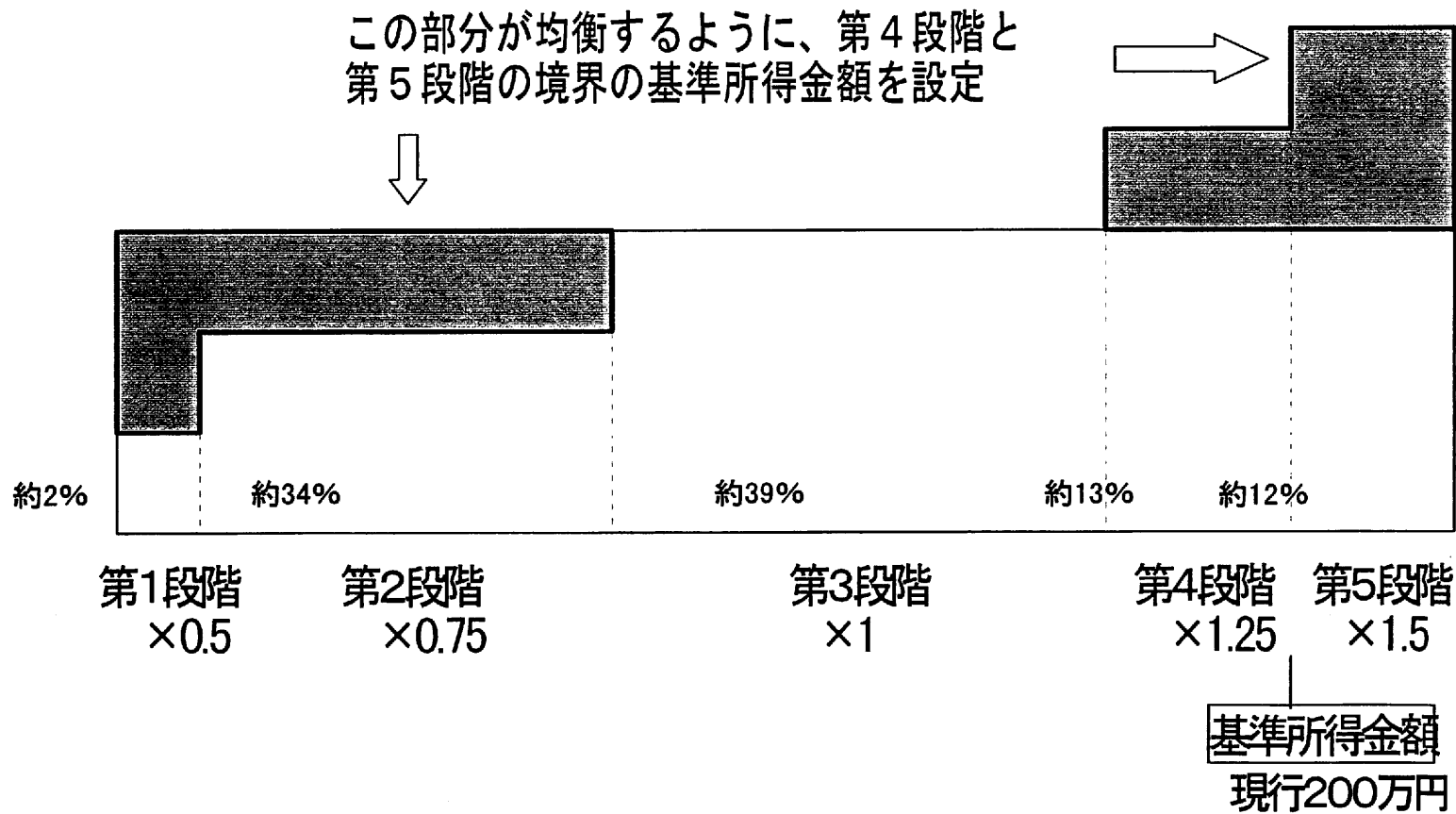
75歳以上の方の割合や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減



※普通徴収に係る収納率:約93% (平成13年度)

介護保険料について・1

- 基準所得金額(第4段階と第5段階の境界所得)については、第1段階と第2段階における軽減分と、第4段階と第5段階の増額分が均衡するように設定する



介護保険料について・2

- 高齢者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、原則として各市町村ごとの所得段階別の定額保険料としている。(5段階ないしは6段階)

段階	対象者	保険料	対象者見込数	
			(第2期)	(第1期)
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	約 2%	約 2%
第2段階	市町村民税世帯非課税者	基準額 × 0.75	約34%	約29%
第3段階	市町村民税本人非課税者	基準額 × 1	約39%	約43%
第4段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額 × 1.25	約13%	約16%
第5段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額 × 1.5	約12%	約10%

第2期の第1号保険料について

第2期（平成15～17年）介護保険料

[第1期]		[第2期]
2,911円	→	3,293円(+13.1%)

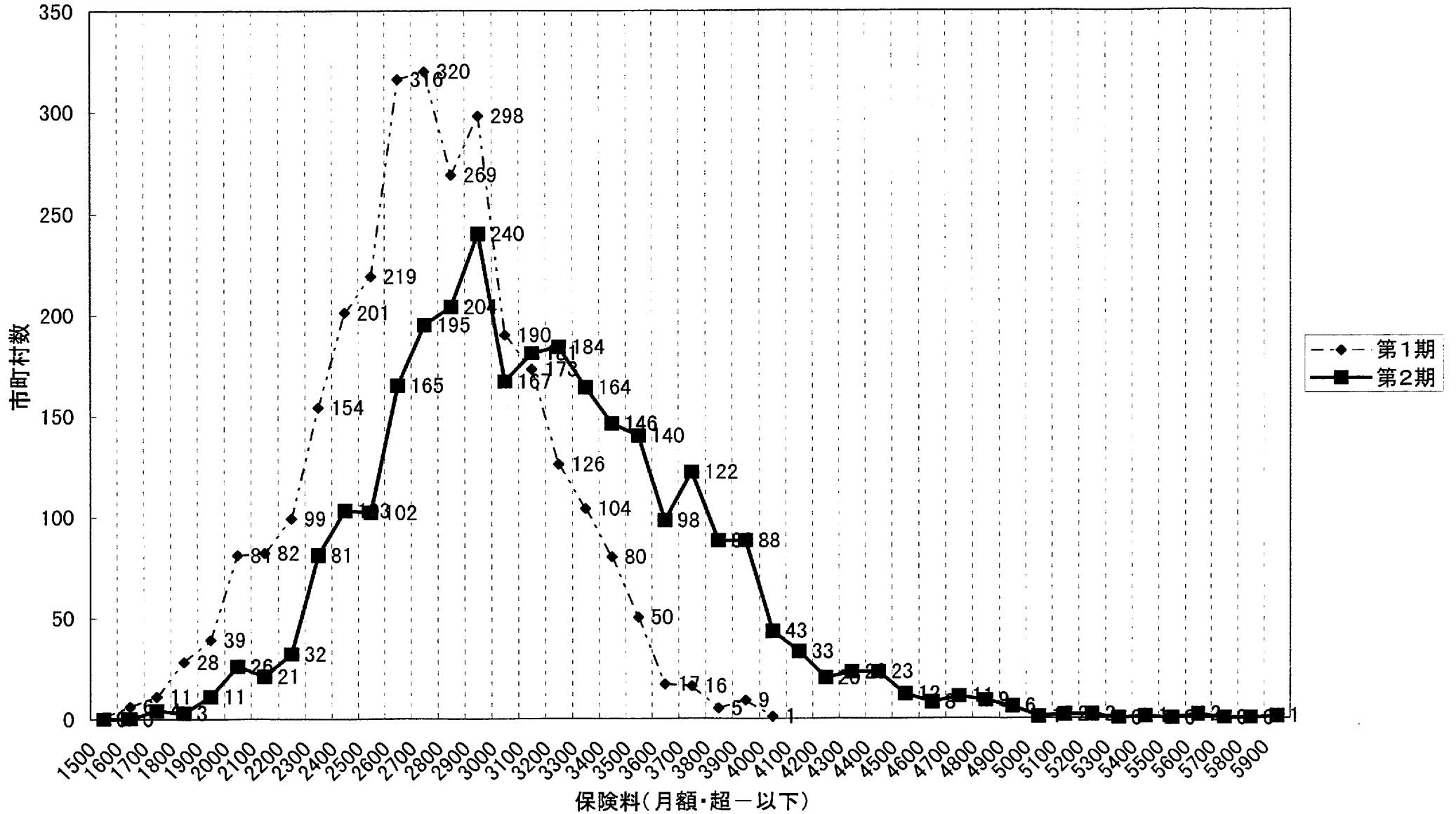
- ※ 第1号被保険者1人あたり全国平均（月額・加重平均）
- ※ 上記の保険料額は各保険者の基準額を平均したものである。

（参考）保険料基準額の分布状況（保険者数）

	第1期	第2期
1,500円超～2,000円以下	85(2.9%)	18(0.7%)
2,000円超～2,500円以下	617(21.3%)	263(9.5%)
2,500円超～3,000円以下	1,422(49.1%)	906(32.8%)
3,000円超～3,500円以下	673(23.2%)	842(30.5%)
3,500円超～4,000円以下	97(3.4%)	536(19.4%)
4,000円超～4,500円以下	1(0.0%)	142(5.1%)
4,500円超～5,000円以下	0(0.0%)	46(1.7%)
5,000円超～5,500円以下	0(0.0%)	6(0.2%)
5,500円超～6,000円以下	0(0.0%)	3(0.1%)
合計	2,895	2,762

- ※ 第2期において保険料を経過的に複数設定している広域保険者については、同一保険料地域ごとに一つとして計上している。（2広域保険者で5地域）

保険料別市町村数(月額)

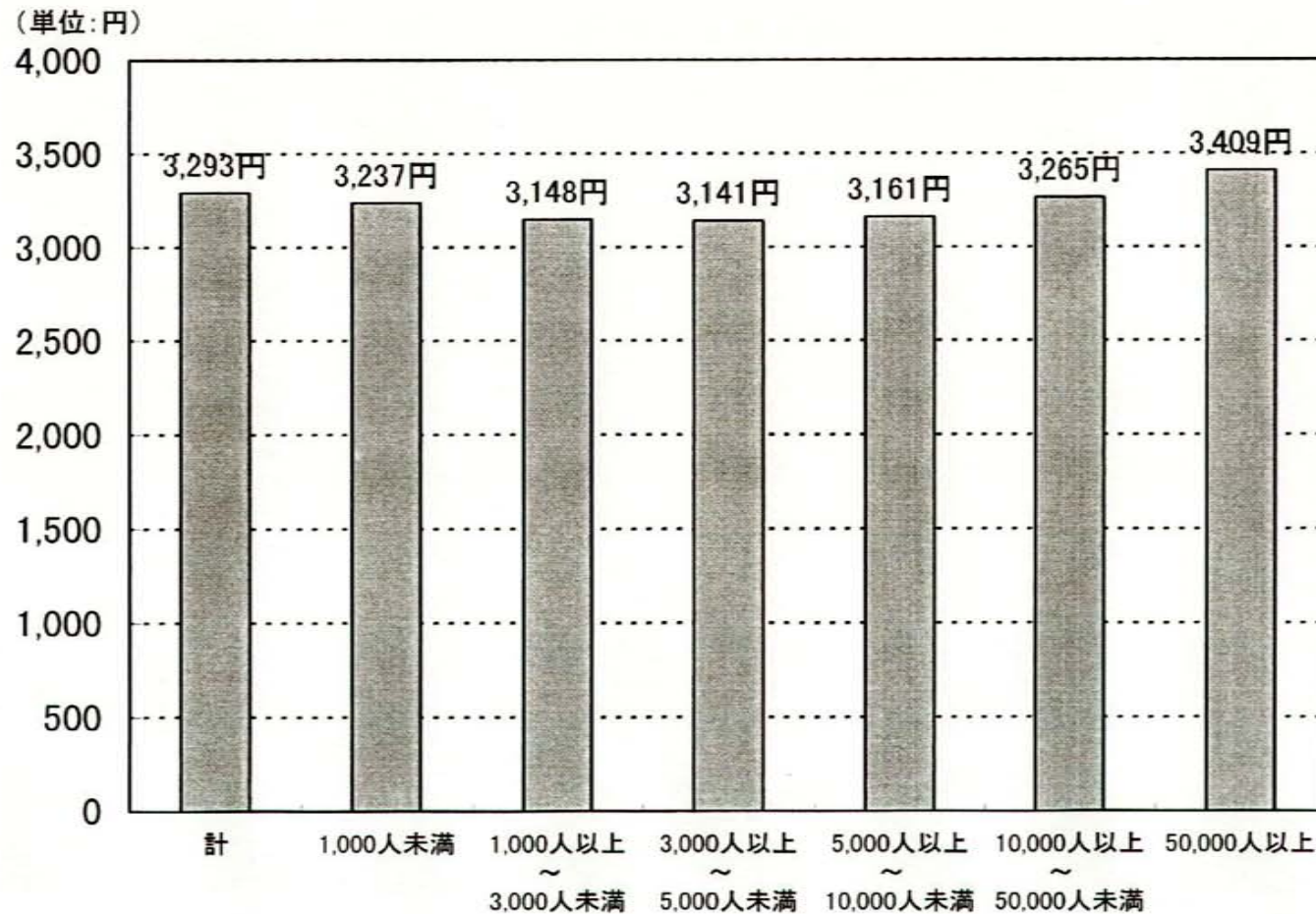


(第3回介護保険部会資料)

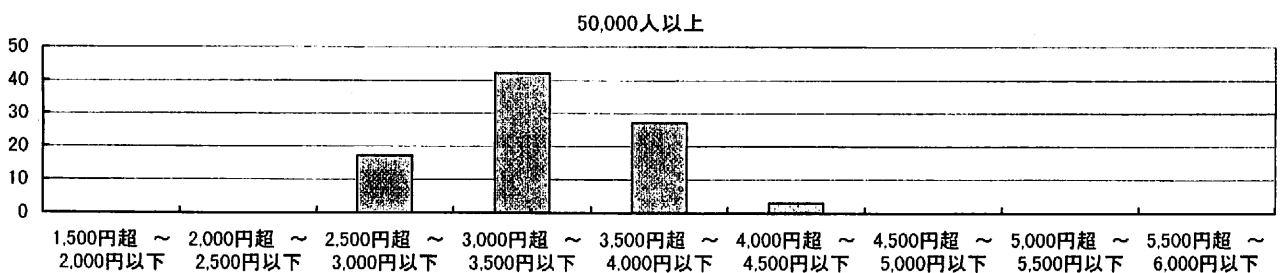
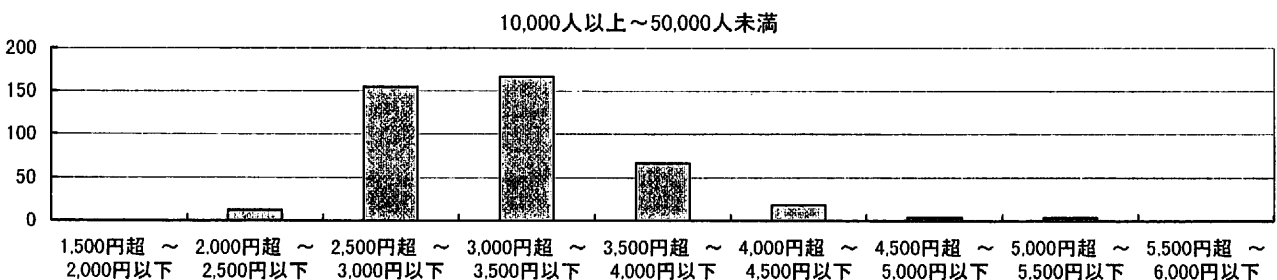
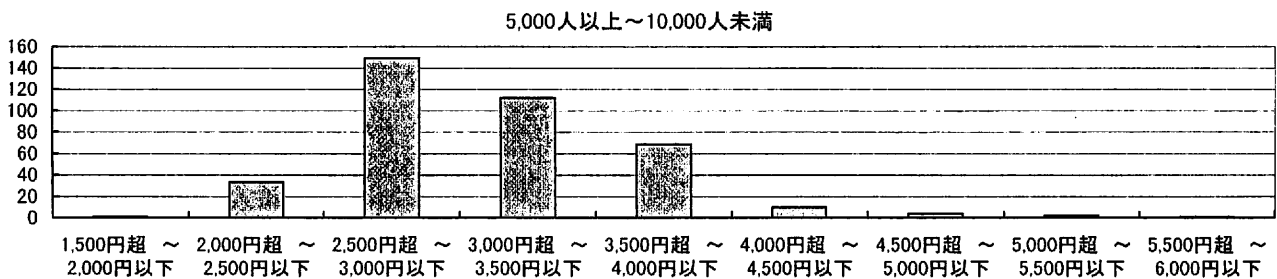
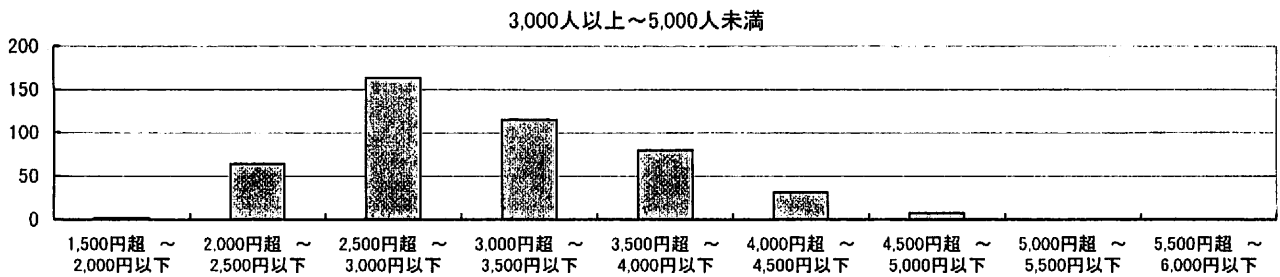
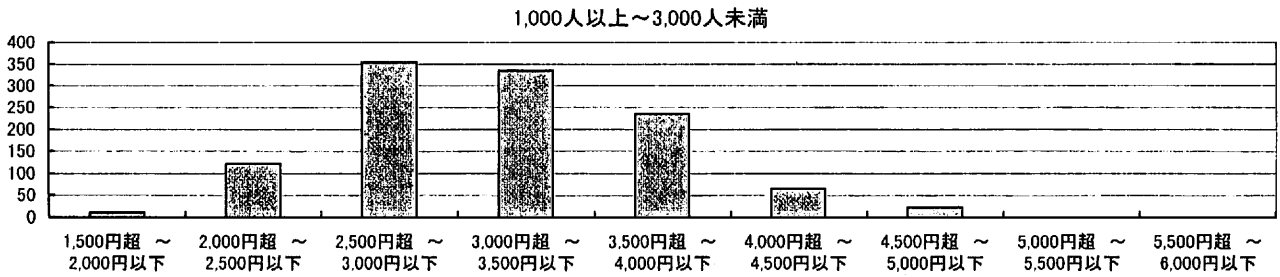
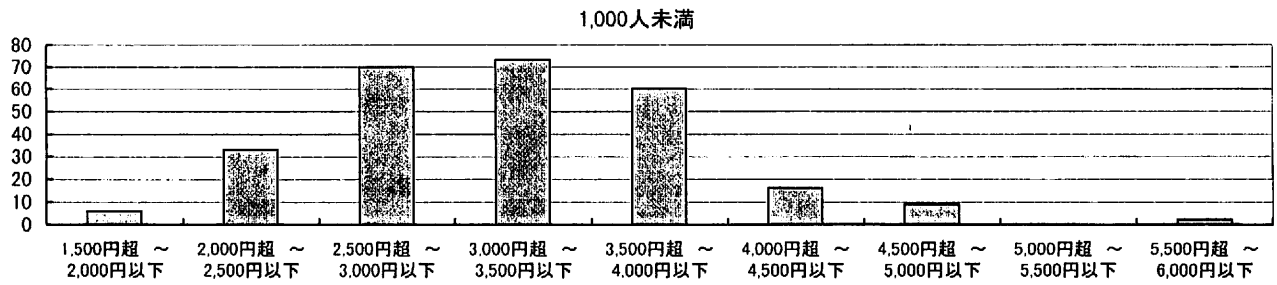
保険者規模と保険料

○ 各保険者の保険料水準を比較すると、基準額が約 6000 円と高額となっている保険者から、2000 円弱の保険者まで大きな格差が存在するが、平均保険料で見れば、保険者規模による大きな差はみられない。

保険者規模別平均保険料



保険者規模(第1号被保険者数)区分ごとの保険料分布



広域連合数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度
連合数	55	59	60	68
広域連合のある道府県数	24	25	26	29

高額保険料保険者・低額保険料保険者の特徴

<介護保険料が特に高額となる保険者>

- 全国的な水準と比較して、認定率が高く、受給者1人当たりサービス受給額も概ね高い。
- 施設給付に大きく依存し受給者1人当たりサービス受給額が高い場合と、認定率が極めて高い場合の2パターンに分けられる。

<介護保険料が特に低額となる保険者>

- 全国的な水準と比較して、認定率が低く、概ね施設給付受給者の比率が低く受給者1人当たりサービス受給額も低い水準にとどまる。

高額保険料保険者

保険者名	1号保険料基準額 (円/月)	1号被保険者数(人)	高齢化率 (%)	1号認定率 (%)	1号受給者1人当たりサービス受給額 (円/月)	施設受給者率 (%)
A	5,942	595	21.6	17.3	188,290	52.8
B	5,680	7,841	13.4	20.5	160,369	31.6
C	5,652	373	21.1	18.5	232,068	55.9
D	5,500	8,547	20.1	24.0	133,257	22.5
E	5,226	47,559	14.9	17.6	161,109	29.8
F	5,225	62,020	14.4	16.8	167,209	28.5
G	5,178	16,856	12.5	16.4	160,739	24.7

※ 広域連合で不均一賦課を行っている地域については最高額の地域について記載。ただし被保険者数・認定率・1人当たりサービス支給額は広域全体ベースで記載

※ 高齢化率は住民基本台帳に基づく状況(13年度末)、他は介護保険事業状況報告(月報)より(15年6月)

全国平均よりも高い水準である項目

(参考)全国値

保険者名	1号保険料基準額 (円/月)	1号被保険者数(千人)	高齢化率 (%)	1号認定率 (%)	1号受給者1人当たりサービス受給額 (円/月)	施設受給者率 (%)
全国	3,293	24,042	18.3	14.3	146,497	26.1

※ 高齢化率は住民基本台帳に基づく状況(13年度末)、他は介護保険事業状況報告(月報)より(15年6月)

低額保険料保険者

保険者名	1号保険料 基準額 (円/月)	1号被保険者 数(人)	高齢化率 (%)	1号認定率 (%)	1号受給者1人当 りサービス受給額 (円/月)	施設受給者率 (%)
H	1,783	586	24.2	7.2	167,798	40.0
I	1,785	1,835	22.0	8.0	166,945	21.7
J	1,800	303	33.0	11.6	109,554	11.4
K	1,800	1,068	22.7	12.5	157,130	24.8
L	1,840	430	16.4	7.4	153,867	18.8
M	1,900	2,899	20.6	7.1	159,820	24.7
N	1,900	7,941	17.6	8.8	131,009	25.7

※ 高齢化率は住民基本台帳に基づく状況(13年度末)、他は介護保険事業状況報告(月報)より(15年6月)

■ 全国平均よりも低い水準である項目

16

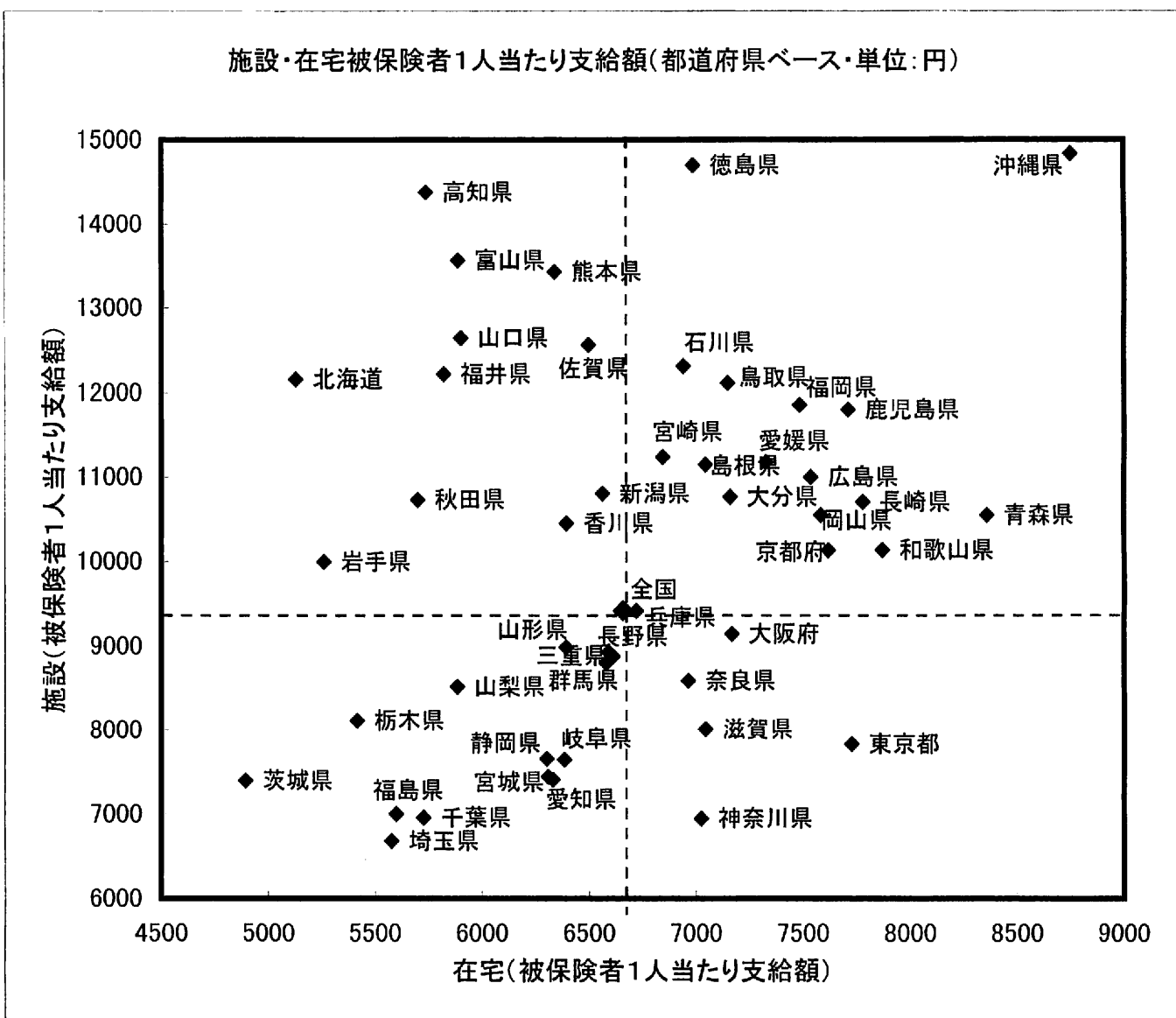
(参考)全国値

保険者名	1号保険料 基準額 (円/月)	1号被保険者 数(千人)	高齢化率 (%)	1号認定率 (%)	1号受給者1人当 りサービス受給額 (円/月)	施設受給者率 (%)
全国	3,293	24,042	18.3	14.3	146,497	26.1

※ 高齢化率は住民基本台帳に基づく状況(13年度末)、他は介護保険事業状況報告(月報)より(15年6月)

利用形態による県別分布

- 在宅・施設とも利用の高い県は西日本に多い。
- 在宅・施設とも利用の低い県は東日本に集中。



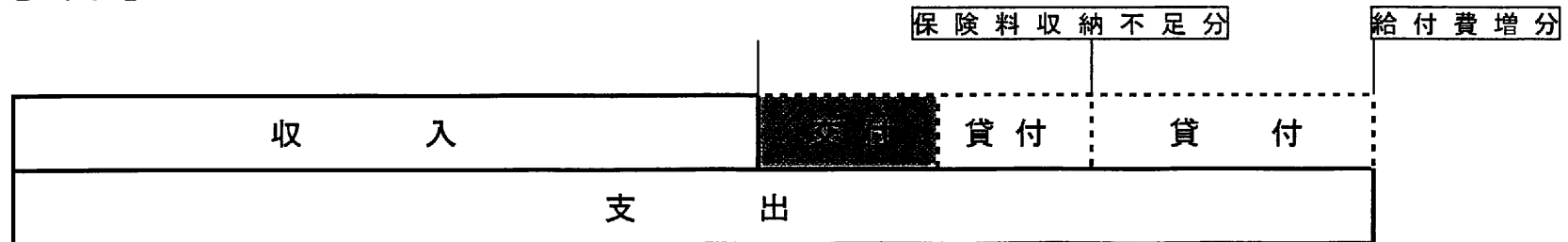
(介護保険事業状況報告(平成15年1月分データ)より)

(第2回介護保険部会資料)

財政安定化基金の基本的仕組みについて

- (1) 目的
見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。
- (2) 設置主体
各都道府県（原資は、国：都道府県：市町村（保険料）が1／3ずつを負担）。
- (3) 交付・貸付事業
① 交付：3年ごと（事業運営期間最終年度）に、財政不足額のうち、原則として保険料収納不足額の1／2を交付。
② 貸付：毎年、原則として保険料収納不足及び給付費増による財政不足額の全額（交付があるときは交付額を除いた額）を貸付。
貸付額の償還は、次の事業運営期間に、保険料を財源として行う。

【概念図】



財政安定化基金貸付状況

(平成14年度末見込)

全 国 計	保 険 者 数	貸 付 保 険 者 数	貸 付 保 険 者 割 合
	2,863	735	25.7%

☆ 財政安定化基金貸付の全保険者に占める貸付保険者の割合が高い都道府県

	都 道 府 県 名	保 険 者 数	貸 付 保 険 者 数	貸 付 保 険 者 割 合
1	沖 縄 県	52	45	86.5%
2	熊 本 県	94	58	61.7%
3	富 山 県	10	6	60.0%
4	青 森 県	67	39	58.2%
5	佐 賀 県	7	4	57.1%

☆ 財政安定化基金貸付の全保険者に占める貸付保険者の割合が低い都道府県

	都 道 府 県 名	保 険 者 数	貸 付 保 険 者 数	貸 付 保 険 者 割 合
1	埼 玉 県	90	-	0.0%
1	静 岡 県	72	-	0.0%
3	愛 知 県	85	2	2.4%
4	神 奈 川 県	37	1	2.7%
5	大 阪 府	42	2	4.8%

財政安定化基金の貸付・交付比率の状況

(平成14年度末見込)

全国計:20.4%

☆ 安定化基金積立総額に対する保険者の貸付・交付金額の割合の大きい都道府県

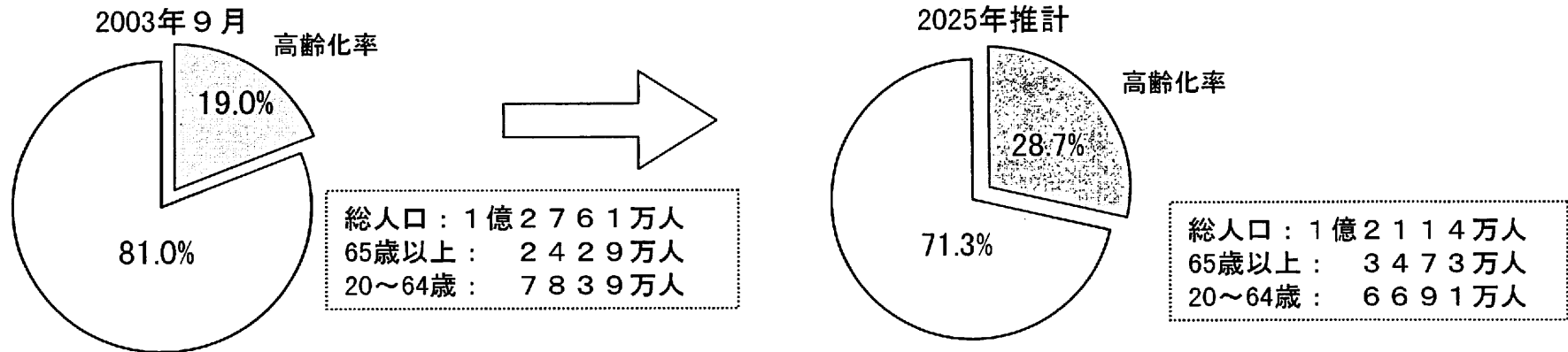
	都 道 府 県 名	貸付・交付金額比率
1	沖 縄 県	88.1%
2	高 知 県	81.5%
3	青 森 県	75.7%
4	徳 島 県	69.4%
5	鳥 取 県	64.3%

☆ 安定化基金積立総額に対する保険者の貸付・交付金額の割合の小さい都道府県

	都 道 府 県 名	貸付・交付金額比率
1	埼 玉 県	0.0%
1	静 岡 県	0.0%
3	神 奈 川 県	0.1%
4	福 井 県	0.2%
5	東 京 都	0.6%

制度の持続可能性

○ 2025年には、総人口の約3割、20歳以上の3人に1人が65歳以上の高齢者



(注)2003年9月は総務省調べ。2025年推計は「日本の将来人口推計(平成14年1月推計)」(社会保障人口問題研究所)による。

○ 2025年度までに、給付費ベースで4倍、対国民所得比で3.5倍に拡大の見込み

[社会保障給付費の将来推計]

